

公告

次のとおり募集を行います。

令和 8年 3月19日

名古屋市長 広沢 一郎

1 募集の概要

(1) 募集の名称

- ・この募集の名称は、「金城ふ頭ホテル開発事業者募集」とします。

(2) 募集の内容

- ・本市は、本市から土地を賃借してホテルを開発及び運営する事業者を募集します。
- ・この募集の条件及び手続は、「金城ふ頭ホテル開発事業者募集要項」に定めるとおりです。
- ・この募集に関する情報は、名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。

名古屋市公式ウェブサイト 金城ふ頭ホテル開発事業者募集

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1009818/1009845/1046216/index.html>

(3) 本市が賃貸する土地

所在・地番	面積	最低月額賃料
名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番 1の一部	6,100.27㎡	1,134,786円

(4) 事務局

- ・この募集の事務局及び書類の提出先は、次のとおりです。

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課

担当者：富樫、山田

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市役所西庁舎 4階

電話番号：052-972-2777

電子メール：a3974@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

2 応募の資格

(1) 応募の資格

- ・この募集に応募できる者は、次の①及び②に示す条件を満たす法人又は複数の法人で構成する共同体（以下「グループ」といいます。）です。

①次のすべてに該当すること。

ア 次表に示す基準に適合する者。グループで応募する場合は、すべての構成員が次表に示す基準に適合する者。

事項	基準
経常損益	直近 3期の決算において、3期連続の赤字でないこと。
純資産	直近期末において、マイナスでないこと。
インタレストカバレッジレシオ	直近期末において、1を下回っていないこと。

イ 100室以上の客室を有するホテルを開発及び運営した実績がある者。グループで応募する場合は、構成員のいずれかが100室以上の客室を有するホテルを開発した実績がある者で、かつ、構成員のいずれかが100室以上の客室を有するホテルを運営した実績がある者。

②次に示す欠格事由のいずれにも該当しないこと。グループで応募する場合は、すべての構成員が次に示す欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ア 国税、地方税その他公租公課を滞納している者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

カ この募集の公告の日から最優秀提案者の決定までの間に名古屋市指名停止要綱（平成15年名古屋市15財用第 5号）に基づく指名停止の措置要件に該当する行為をした者。

キ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等及び愛知県警察本部長が締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年名古屋市19財管第 253号）に基づく排除措置の対象となる者。

ク 以上のほか、外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。

3 参加申込

(1) 受付期間

- ・令和 8年 3月23日(月)から令和 8年 4月10日(金)まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
午前 8時45分から午後 5時30分まで（ただし、正午から午後 1時までを除く。）

4 応募申込

- ・応募の資格のない者の応募及び応募に関する条件に違反した応募は、受け付けません。

(1) 受付期間

- ・令和 8年 6月29日(月)から令和 8年 7月 3日(金)まで
午前 8時45分から午後 5時30分まで（ただし、正午から午後 1時までを除く。）

5 契約書作成の要否

- ・要